



個人情報保護法改正について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

個人情報保護安全管理措置実施委員会 委員長 吉弘 裕輔

1. はじめに

IoT 技術の発展とともに、膨大なデータが一瞬で送受信される世の中となった。データの総流通量は1年間で、ダウンロードトラフィック15.2%増、アップロードトラフィック12.1%増、対平成25年比で5倍以上の量であるⁱ⁾。令和2年3月から日本でも商用利用が開始された第5世代移動通信システム（いわゆる5G）の普及により、高速でのデータ送受信がさらに増えていくとともに、事故が起きた時の漏洩リスクもより高まっている時代である。

平成15年に制定された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）は、その目的において個人情報の適正な取扱いと個人情報の適正かつ効果的な活用が謳われている。高度情報化通信社会において個人情報の保護に関する関心は世界的にも高まりつつある中、時代に即した改正が求められている法律である。本稿においては、まずは改正の経緯を振り返ったうえで、本年4月施行改正法のポイントを見ていきたい。

2. 平成27年改正

個人情報保護法は、平成15年の制定以降改正がなされなかつたが、平成25年から改正の検討がなされ、平成27年に全面施行から10年ぶりに大改正が行われた。平成27年改正においては要配慮個人情報、匿名加工情報が新設され、トレーサビリティの確保が個人情報取扱事業者に求められることとなつた。外国にある事業者への個人データⁱⁱ⁾の提供規制が規定されたことは、情報化社会の進展を表象するものであろう。法文上不明確であった個人情報の開示請求についても規定が追加され明文化された。

また、従前は取り扱う個人データの数が5,000件以上の事業者が個人情報取扱事業者として同法の適用を受けていたところ、この5,000件要件が撤廃され、凡そ個人情報を取り扱うであろうすべての事業者が、個人情報取扱事業者として同法の適用を受けることとなつた。当法人の会員である司法書士も例外ではなくなつたため、司法書士界においても関心が高く、同改正法施行前には、各地の司法書士会において、個人情報保護法の研修が行われたことから、記憶に新しい会員も多いのではなかろうかと思う。

本改正によって、附則第12条に、個人情報保護法を3年ごとに見直す旨の規定が制定された。適時な改正により目まぐるしく変化する社会に法律を適合させるための規定である。このいわゆる「3年ごと見直し規定」に基づき、令和2年に個人情報保護法は再度改正された。

3. 令和2年改正

令和2年改正の個人情報保護法は、本年4月に施行された。最新の改正であるため、より詳しく述べる。

- (1)個人の権利利益を害するおそれが大きい、漏えい等の事態が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化された。
- (2)外国にある第三者への個人データの提供時に、提供先の第三者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等が求められた。外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要がある。また、どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、原則として、安全管理のために講じた措置について公表や本人の知りうる状態に置くことなどが義務化された。
- (3)保有個人データの定義から、6ヶ月を超える期間保有するとの要件が無くなり、6ヶ月以内に消去するデータについても保有個人データとしての義務が課せられることとなった。その結果、6ヶ月以内に消去する個人データであっても、開示請求の対象となった。また、個人データを提供・受領した際の記録も開示請求の対象となったとともに、開示方法については、本人が指示できるようになった。
- (4)本人による保有個人データの利用停止・消去等の個人の請求権が拡充された。
- (5)違法な行為を営むことが疑われる事業者に、違法又は不当な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、個人情報を提供すること等、不適正な方法により個人情報を利用することが禁じられることが明確化された。
- (6)個人関連情報の第三者提供の制限等として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられた（なお、個人関連情報を司法書士として取り扱う機会はあまり想定できない）。ⁱⁱⁱ⁾

上記6つの改正点は、引用元の個人情報保護委員会のパンフレットにも記載されているとおりである。いずれの改正点についても、プライバシーが尊重される世相を反映した内容となっており、個人情報取扱事業者の責務を加重するものである。特に、今回の改正において現代を象徴する改正点が(2)であろう。

近年の新型コロナウイルス感染症への対応により、司法書士実務においてもオンライン化、テレワーク化が進んだ。オンライン会議システム、クラウドサービス等様々なインターネット上のサービスを利用する機会が増えてきた。その中には有料のサービス、無料のサービス、有料の中にも買い切りのタイプもあればサブスクリプションのタイプも存在するが、個人情報保護法においては、有料か、無料か、あるいはその支払い方法が如何かは問題とされておらず、外国にある事業者が個人情報を取り扱うか否かによって(2)記載の義務が課せられるか否かが決まる。個人データを、国境を越えて移転する際には、外国にある事業者が個人情報を取り扱うか否かを、まずは確認する必要がある。インターネット上のサービスは、多言語対応で事業者やデータが保管されるサーバーがどの国にあるか一見して判明しにくい場合も多く、いつの間にか法違背となっていた、ということを防ぐ必要がある。

4.まとめ

本稿を書き上げている今時分、令和4年3月から猛威を振るっていたEmotetというマルウェアが進化し、クレジットカード情報を盗み取るようになったとのニュースが目に飛び込んできた。オンライン化が進むとともに、使用する端末が増加し、取り扱う情報が危機にさらされる機会がますます増大していることを日々感じている。

当法人個人情報保護安全管理措置実施委員会では、上記改正に対応するため、令和3年から検討を開始し、法人内での個人情報の取扱いに係る規定類の改正に取り組んだ。いわゆる組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置4つの観点から取り組むべきとされている安全管理措置について、冒頭述べた情報通信の高速化に伴い、その重要性がますます高まるところ、今後も当法人が個人情報の適切な取扱いを行うよう、他の委員会とも協力しながら個人情報保護のための安全管理措置実施に取り組んでいく次第である。

- i) 『令和2年版情報通信白書』総務省より。
- ii) 個人データとは、個人情報データベース等を構成するデータのことであり、個人情報データベース等とは、電子ファイル等一定の要件で情報の検索を可能な状態にした個人情報を含む情報の集合体のこと。
個人情報保護法第16条に規定。なお、カーナビや電話帳等は除かれている。
- iii) 以上『令和4年4月1日施行改正個人情報保護法対応チェックポイント』個人情報保護委員会を基に
筆者加筆

リーガルサポート会員数8,662名 / 全国司法書士会員数24,007名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2022年8月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L	S	司法書士会	入会率	L	S	司法書士会	入会率	L	S	司法書士会	入会率	
札幌	107	519	21%	0	17	0%	石川県	86	198	43%	2	3	67%
函館	10	36	28%	0	4	0%	富山県	56	146	38%	0	3	0%
旭川	26	71	37%	0	2	0%	大阪	848	2,463	34%	31	134	23%
釧路	11	82	13%	0	1	0%	京都	264	592	45%	12	27	44%
宮城	114	332	34%	4	15	27%	兵庫	502	1,046	48%	5	26	19%
ふくしま	83	267	31%	0	7	0%	奈良	87	212	41%	1	4	25%
山形	69	155	45%	0	0	-	滋賀	121	235	51%	1	12	8%
岩手	50	135	37%	4	8	50%	和歌山	38	167	23%	0	1	0%
秋田	58	111	52%	1	2	50%	広島県	234	532	44%	10	22	45%
青森	33	121	27%	1	5	20%	山口	58	226	26%	0	3	0%
東京	1,517	4,508	34%	70	289	24%	岡山県	141	372	38%	0	18	0%
神奈川県	490	1,239	40%	16	59	27%	鳥取	41	89	46%	0	3	0%
埼玉	334	943	35%	10	45	22%	しまね	10	103	10%	0	3	0%
千葉県	300	766	39%	3	38	8%	香川県	79	183	43%	0	2	0%
茨城	104	334	31%	0	4	0%	徳島	53	137	39%	0	5	0%
とちぎ	82	234	35%	2	7	29%	高知	58	114	51%	0	5	0%
群馬	125	298	42%	1	8	13%	えひめ	94	239	39%	1	8	13%
静岡	239	492	49%	14	25	56%	福岡	442	1,021	43%	3	39	8%
山梨	51	132	39%	0	3	0%	佐賀	48	127	38%	1	10	10%
ながの	126	364	35%	4	5	80%	長崎	61	151	40%	0	5	0%
新潟県	106	293	36%	7	17	41%	大分	45	166	27%	0	5	0%
愛知	386	1,304	30%	10	74	14%	熊本	149	333	45%	2	15	13%
三重	89	242	37%	2	5	40%	鹿児島	141	317	44%	1	6	17%
岐阜県	102	327	31%	3	8	38%	宮崎県	70	163	43%	1	4	25%
福井県	37	121	31%	3	5	60%	沖縄	59	224	26%	2	9	22%
			合 計	8,434	22,982	37%		228	1,025	22%			

* リーガルサポートの会員数は、7月7日第1回理事会の日を基準としております。